

令和 8 年 9 月 1 日

摂取制限の対象品目の自家消費の取り扱いについて

原子力災害対策本部

原子力災害対策本部においては、地方自治体が実施する食品中の放射性物質検査の検査計画や原子力災害対策特別措置法に基づく出荷制限等の取扱いに関するガイドラインを定め公表しています。

（「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」（平成 23 年 4 月 4 日原子力災害対策本部決定、令和 8 年 3 月 30 日改正。以下「ガイドライン」という。）

ガイドラインにおいては、出荷制限の対象となっている一部品目について、県が定めた出荷・検査方針等により、適切に管理・検査する体制が整備された場合には、非破壊検査等により基準を下回ることを確認したものを出荷することができるとしています。

一方、著しい高濃度の値の放射性物質が検出された品目については、生産地域の広がりがあると考えられる場合、当該品目の検体数等も勘案して、当該品目・区域に係る摂取制限を設定しています。

令和 7 年 3 月 31 日の改正では、当該摂取制限の対象品目であっても、個別の検査を行って問題ないことが確認できたものについては、摂取制限の解除が可能となるよう、記載を見直しました。

IV 国が行う出荷制限・摂取制限の品目・区域の解除

3 解除の条件

- （4）上記のほか、基準値を超える食品が出荷されないことが確保されている場合等にあっては解除できることとする。

当該解除に関する具体的なあり方について、下記のとおり取り扱うこととしましたので、お知らせします。

記

1. 摂取制限の品目・区域に該当する場合であっても、出荷・検査方針等が県によって定められている場合にあっては、自家消費を目的として、同出荷・検査方針等において定める放射性物質検査に準拠する検査を実施し、基準値を超えないことが確認されたもの（非破壊検査等においては検査結果がスクリーニングレベル以下のもの）について、摂取制限の対象として取り扱わないこととします。

2. なお、出荷制限の対象となっている品目・地域において、ガイドラインに基づき出荷する場合には、上述の摂取制限の取り扱いにかかわらず、引き続きガイドラインに基づき対応いただく必要があるため、ご注意ください。

以上